

「新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見募集の実施について」への意見一覧
(内部格付手法)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	第1条第5号	<p>ディスカウントの取扱いにつき、パブリック・コメントへの回答(平成17年3月31日公表別紙5(内部格付手法)項番70)では、「内部格付手法において、デフォルト債権のディスカウント部分は、適格引当金として取扱うことがバーゼルⅡにおいて認められているところです。しかしながら、LGDにつき当局設定値を用いる基礎的内部格付手法において、デフォルト債権のリスク管理の適切性、及び購入債権のディスカウント部分との取扱い関係の整理の観点から、引続き検討していく予定です。」とされている。</p> <p>今般の再見直し後の告示案においても、ディスカウント部分を所要自己資本額の軽減に利用できる規定としては、引き続き173条4項および257条4項で限定的に規定されているのみであるが、バーゼルⅡ最終文書でのディスカウントの取扱いを勘案、上記対応を認めて頂きたい。</p>	<p>内部格付手法において、デフォルト債権のディスカウント部分(返金を要さないものに限る)は、当該債権がデフォルト債権である限りにおいて、適格引当金として取扱うことがバーゼルⅡにおいて認められているところです。しかしながら、基礎的内部格付手法においては、事業法人等向けエクスポージャーの所要自己資本を算出する際に、LGDにつき当局設定値を用いることとなることから、大幅なディスカウント部分を伴うデフォルト債権の所要自己資本が、内部リスク管理上適切と考えられる観点からも、過度に軽減される可能性があります。</p> <p>従って、基礎的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーを購入する場合で、当該エクスポージャーが購入時にデフォルト債権である場合は、当該エクスポージャーが自己資本比率の算出の基準日においてもデフォルト債権である限りにおいて、当該エクスポージャーの期待損失率にEAD(ディスカウントを考慮する前の額面を下限)を乗じた額までのディスカウント部分について適格引当金として取扱うことが適当と考えられます。</p> <p>このような観点から、告示案第173条第4項を以下のように修正致します。</p> <p>旧: 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権の価額がディスカウントされている場合で、ディスカウントされた額から当該損失額を差し引いた額(正の値をとる場合に限る。)を当該購入債権の譲渡人に対し返還するよう約定されているときは、内部格付手法採用行は、購入債権のディスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として取り扱うことができる。</p> <p>新: 購入債権の価額がディスカウントされている場合であって、次に掲げる事由に該当する</p>

			<p>ときは、次の各号に定める方法により信用リスク・アセットの額を算出することができる。</p> <p>一 デフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権の価額がディスカウントされている場合で、ディスカウントされた額から当該損失額を差し引いた額（正の値をとる場合に限る。）を当該購入債権の譲渡人に対し返還することが約定されているときは、内部格付手法採用行は、購入債権のディスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として取り扱うことができる。</p> <p>二 購入時点においてデフォルトしていた購入債権の価額がディスカウントされている場合で、ディスカウントされた額から当該債権から生じた損失額を差し引いた額（正の値をとる場合に限る。）を当該債権の譲渡人に対し返還することが約定されていないときは、内部格付手法採用行は、当該債権の第百五十条に定める期待損失額を超えない部分に限り、ディスカウント部分を適格引当金と認識することができる。</p>
2	信組 第1条第 7号	<p>後段「基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合を総称していう。」を「基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等を総称していう。」とすべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、告示案第1条第7号（信組）を以下のように修正致します。</p> <p>旧：内部格付手法を採用する信用協同組合等信用協同組合等（信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等と基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合を総称していう。</p> <p>新：内部格付手法を採用する信用協同組合等信用協同組合等（信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等と基礎的内部格付手法を採用する信用協</p>

			同組合等を総称している。
3	第1条第42号	<p>その他リテール向けエクスポージャーとして、「一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの」と定義されているが、エクスポージャーの合算対象は当該債務者に係る全てのエクスポージャーと考えてよいか。例えば、株式等エクスポージャー、特定貸付債権は対象外とする等の例外はあるのか。</p> <p>一の債務者に対するエクスポージャーの範囲について、明示されていないので、その範囲を確認したい。債務者名は同じでも一般の貸出金と、プロジェクト・ファイナンス等の特定貸付債権に該当する与信があるケースがあり、一の債務者のエクスポージャーとして合算するに相応しくないものと考えられる。</p>	<p>平成17年6月17日公表別紙4(内部格付手法)項番4及び告示案第1条第42号口に記載のとおり、「一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの」か否かの判断に当たっては、事業性のものを除く個人向けのエクスポージャーのみ合算対象から除外することが可能です。</p>
4	第1条第42号	<p>その他リテール向けエクスポージャーとして、「一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの」と定義されているが、オフ・バランス取引の与信相当額については、第78条の表の掛け目を掛けた額をもってエクスポージャー額としてよいか、それとも、掛け目を掛ける前の金額(例、当座貸越契約の空枠額)を用いてエクスポージャー額とすべきか、確認したい。掛け目考慮後のものでよいとした場合、その他リテール向けエクスポージャーの掛け目は自行推計値を使用しなければいけないのか、それとも当局設定値を用いてエクスポージャー額としてよいか。</p>	<p>内部格付手法採用行においては、リテール向けエクスポージャーのEADにつき、告示案第78条に規定されている当局設定値の利用は想定されておらず、同第165条及び第224条の規定に基づき自行推計することとなります。従って、「一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの」か否かの判断に当たっては、同第78条に規定されている当局設定値の利用は認められません。</p> <p>従って、リテール向けエクスポージャーとして管理されているエクスポージャーのEADに対して自行推計値を用いる結果として、事業法人等向けエクスポージャーとして区分されるケースが生じる可能性があります。EADの推計及び検証がこれらのエクスポージャーの実績を含めて適切に行われている限りにおいて、許容され得るものと考えています。</p>

5	第1条第42号	<p>中小企業向け小口与信も本資産区分で扱われるものとするが、リスク特性・均質性が保たれている範囲においては実態に即した水準に設定すべきと思われる。中小企業に対する与信の実態からすると1億円未満の定義では厳しすぎる面があり、金額を1億2千万円に引き上げることを要請致すもの。金額基準を1億2千万円に引き上げるにより零細企業向け小口与信の大宗が「その他リテール」として管理可能となり、業務実態・与信運営と規制との整合性が一層図られると考える。</p> <p>パブリック・コメントへの回答（17年6月17日公表別紙4（内部格付手法）項番3）において「1億円未満という金額基準に若干の柔軟性を許容することについて、その必要性も含め、今後検討したいと考えています」との回答であった。</p>	<p>「その他リテール向けエクスポージャー」として区分される「一の債務者に対するエクスポージャーの合計額」の上限については、バーゼルⅡを踏まえつつ、我が国の金融機関における中小企業金融の実態、規制の明確性、標準的手法との整合性等も併せて考慮した結果、「1億円未満」とすることが適当と考えています。</p> <p>もともと、バーゼルⅡでも規定されているように、一時的かつ小額規模な超過を含めて、当該基準を画一的・機械的に適用する趣旨ではありません。</p> <p>このような趣旨を明確化する観点から、告示案第1条第42号を以下のように修正致します。</p> <p>旧： ロ イに該当しないエクスポージャーであつて、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの</p> <p>新： ロ イに該当しないエクスポージャーであつて、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの（一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一時的に一億円以上となる場合を含む。）</p>
6	第1条第43号	<p>「最終文書」の Paragraph 222 後段部分の趣旨を踏まえ、SPC を利用するプロジェクトファイナンス（例えば、PFI）において、特定の事業体、政府又は地方公共団体向けの、契約上確定している債権を保有する SPC 向けエクスポージャーで、当該債権が同エクスポージャーの主たる返済原資となっている場合には、当該事業体、政府又は地方公共団体（「ソブリン」向けエクスポージャーとして認められることを明記するよう要望する。</p>	<p>プロジェクト・ファイナンスにおいて、その主要な返済原資が特定の事業（プロジェクト）からの収益でなく、当該プロジェクトに関連する特定の事業法人等の事業からの収益に依存している場合は、当該プロジェクトに対する信用供与（プロジェクト・ファイナンス）に伴う信用リスクと当該プロジェクトに関連する特定の事業法人等の信用リスクを同一と見なし、当該プロジェクトに関連する特定の事業法人等向けエクスポージャーとして取扱うことは可能です。</p> <p>もともと、その際、どのような場合に当該プロジェクトに対する信用供与に伴う信用リスクと当該プロジェクトに関連する特定の事業法人等の信用リスクを同一視し、当該プロジェクトに関連する特定の事業法人等向けエクスポージャーとして取扱うかといった基準を適切に設定し、信用リスク管理指針に明確に記載す</p>

			る必要があります。また、事業法人等向けエクスポージャーとして取扱う場合は、当該プロジェクトに対する信用供与についても事業法人等の実態財務に反映すること等を通じ、適切に事業法人等の信用リスクを把握する必要があります。
7	第1条第52号、第54号 第156条第1項～第4項 第174条～第177条	<p>ABL（アセットベースレンディング：売掛債権・動産等担保融資）の持つ機能は単なる処分価値による保全強化だけでなく、不動産や個人保証に過度に依存しないリレーションシップバンキング機能の強化として有用な手法と考えているところ。かかるABL普及を本格的に普及させるためには、当該担保が金融機関において適格担保とされることが極めて重要と認識している。</p> <p>また、昨年10月に動産・債権譲渡登記特例法が施行され、動産譲渡担保や債権譲渡に係る公示制度が整備され、一部金融機関の中には在庫や動産設備など事業資産に着目した融資手法の取組が進められている。</p> <p>これらの状況を踏まえ、当該告示案において、具体的にゴルフ会員権・船舶・航空機が列挙記載されているが、客観的な評価手法や処分価格などの整備が伴うものについては、適格その他資産担保の列挙記載の対象として検討を要望したい。もしくは、環境整備の進捗に対応した弾力的な運用が可能となるよう一定条件付で適格とできるような表記になるよう検討を要望したい。</p>	<p>昨年10月に動産・債権譲渡登記特例法が施行され、動産譲渡担保や債権譲渡に係る公示制度が整備され、一部の金融機関において在庫や動産設備など事業資産に着目した融資手法の取組が進められていることは認識しております。今後の実務における動向を注視しつつ、「適格その他資産担保」に該当する担保種類の範囲を、必要に応じ告示の修正も含め検討していく予定です。</p>
8	第146条	<p>親銀行が内部格付手法を適用する場合、連結対象である国内銀行（以下子銀行）の資産（＝内部格付を付与してリスク・アセットを計算）について、親銀行の連結自己資本比率規制においては内部格付手法の適用が原則義務付けられても、子銀行自身の単体・連結自己資本比率規制においては標準的手法の適用が認められると理解しているが問題はないか確認したい。</p>	<p>親銀行における連結自己資本比率の算出において内部格付手法を適用する際に、子銀行についても内部格付手法の適用を行う場合にあっては、当該子銀行においても格付の利用（所謂「ユース・テスト」）や内部統制等に関する最低要件の充足が求められることとなります。このような観点から、当該子銀行の単体自己資本比率の算出においても内部格付手法の適用が求められ、仮に標準的手法を選択する場合には、相当程度の合理的な理由が必要と思われま</p>

9	<p>第 141 条 第 4 項、 第 78 条、 第 147 条、第 157 条第 3 項</p>	<p>貿易関連取引、ソブリン・金融機関向けエクスポージャー等の特定のオフ・バランス取引に係わる EAD 推計は、そのデフォルト実績の少なさから、平成 20 年度（先進的内部格付手法開始）時点での有効な EAD 推計が困難である。そうした場合、先進的内部格付手法実施当初において、当該資産区分の EAD 推計については、自行推計に向けた先進的内部格付手法移行計画を提出することとなるが、当該計画に基づく移行期間中においては、第 78 条・157 条に掲げる掛目を使用することができ、移行計画の当初から、厳格な実績値等との検証、自己資本比率の適切さを損なうものでない旨の説明を求められるものではないとの理解でよいか。</p> <p>デフォルト実績の少ないポートフォリオのオフ・バランス取引に係わる EAD 自行推計についてのフォールバック・オプション設定の要望は、17/3/31 公表の再見直し後の告示案に対するパブリック・コメントにおいてコメントしたが、その際の回答（内部格付手法 No. 7）は、「当局設定値の使用は当然には認められず、仮に、内部又は外部の情報によっても自行推計できない場合で、一定の数値を自行推計値として用いる場合には、暫定的措置であり（1）自己資本比率の適切性を損なうものでないことの説明、及び（2）実績値との不断の検証が必要」とのものであったが、当該要件は、移行期間中には課されないことを確認したい。移行計画の提示は、そもそも上記対応が困難であることに起因することを理解頂きたい。</p>	<p>先進的内部格付手法において、デフォルト実績の少ないポートフォリオのオフ・バランス取引に係る EAD の推計及びその検証が困難であることは理解できますが、平成 17 年 6 月 17 日公表別紙 4（内部格付手法）項番 7 に記載のとおり、先進的内部格付手法においては、LGD 及び EAD について自行推計値を用いることが原則であり、自行推計できない場合に基礎的内部格付手法における当局設定値を用いることは当然には認められません。</p> <p>先進的内部格付手法採用行が、内部又は外部の情報によっても自行推計できない場合に、一定の数値を「自行推計値」として用いる場合は、先進的内部格付手法採用行において、当該数値を用いることが暫定的な措置であり、自己資本比率の適切さを損なうものでないこと等について御説明頂くこととなります。また、このような「自行推計値」の適否については、実績値等をもって不断の検証を行うことが求められます。</p> <p>しかしながら、先進的内部格付手法移行計画に基づき基礎的内部格付手法から先進的内部格付手法に移行する期間中は、当該計画が合理的なものであり、金融庁長官による承認を得ている限りにおいて、当該計画に従って、告示案第 157 条における基礎的内部格付手法に関する規定（当局設定値）を暫定的に用いて EAD を推計することは可能です。</p>
10	<p>第 150 条 第 4 項～ 第 5 項、 第 153 条 第 6 項～ 第 7 項</p>	<p>適格外部格付が付与されていない FTD（ファースト・トゥ・デフォルト）型及び STD（セカンド・トゥ・デフォルト）型クレジット・デリバティブ（プロテクション提供サイド）の内部格付手法における「上限」は UL+EL ベースで設定されるべきであり、修文が必要と考えられる。</p> <p>再見直し後の告示案第 153 条第 6 項では、FTD 型クレジット・デリバティブ（プロテクションの提供）に係る信用リスク・アセットの取扱いが、標準的手法の規定（第 136 条第 2 項条）を準用する形で規定されている。標準的</p>	<p>内部格付手法採用行においては、告示案第 150 条及び第 153 条に基づき、ファースト・トゥ・デフォルト型及びセカンド・トゥ・デフォルト型のクレジット・デリバティブを提供した場合、当該クレジット・デリバティブに係る信用リスク・アセットの額は基本的に参照資産のリスク・ウェイトを足し上げることにより算出することとなりますが、その際、期待損失額を含め、リスク・ウェイトを 1250% として算出された信用リスク・アセットの額が上限となります。</p> <p>御指摘の趣旨を踏まえ、第 150 条第 5 項並びに</p>

	<p>手法では、自己資本控除相当（1250%あるいは2500%）を上限にリスク・ウェイトを合算することになっているが、これとの平仄から、内部格付手法においても上限は自己資本控除相当である EL+UL とされるべきと考える。従って、第 153 条第 6 項にある「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計」という部分については、EL と UL の合計値に対して 100%を上限とする旨の記述とすべき。また、期待損失額の算出に係る第 150 条第 4 項の「PD 及び LGD を乗じて得た額を百パーセントを上限として合計」という記述について同様の変更が必要である。</p>	<p>第 153 条第 6 項及び第 7 項を以下のように修正致します。</p> <p>旧：第 150 条</p> <p>5 第百三十八条の規定は、前各項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「同条第二項中」とあるのは「第百五十条第四項により読み替え後の第百三十六条第二項中」と、「算出しなければならない」とあるのは「算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの EAD を限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さいエクスポージャーについて削減される期待損失額を控除することができる」と読み替えるものとする。</p> <p>第 153 条</p> <p>6 第百三十六条及び第百三十八条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「与信相当額」とあるのは「EAD」と、第一項及び第三項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセント（海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、二千五百パーセントとする。）を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブの EAD を乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、期待損失額を控除することができる」と読み替えるものとする。</p> <p>7 第百三十八条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、</p>
--	---	--

			<p>「同条第二項中」とあるのは「<u>第一百五十四条第四項により読み替え後の第三十六条第二項中</u>」と、「算出しなければならない」とあるのは「<u>算出しなければならない。ただし、期待損失額を控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの EAD を限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>新：第 150 条</p> <p>5 第三十八条の規定は、前各項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「<u>第三十六条</u>」とあるのは「<u>第一百五十四条第四項により読み替え後の第三十六条</u>」と、「<u>標準的手法採用行</u>」とあるのは「<u>内部格付手法採用行</u>」と、「<u>信用リスク・アセットの額を算出しなければならない</u>」とあるのは「<u>算出しなければならない</u>」と、「<u>当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる</u>」とあるのは「<u>当該クレジット・デリバティブの EAD を限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される期待損失額を控除することができる</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第 153 条</p> <p>6 第三十六条及び第三十八条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において「<u>標準的手法採用行</u>」とあるのは「<u>内部格付手法採用行</u>」と、第一項及び第三項において準用する場合に「<u>リスク・ウェイトを千二百五十パーセント（海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、二千五百パー</u></p>
--	--	--	--

		<p>セントとする。)を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「<u>所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。</u>ただし、<u>信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>7 第三百三十八条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「<u>第三百六条</u>」とあるのは「<u>第五百三十三条第六項により読み替え後の第三百六条</u>」と、「<u>標準的手法採用行</u>」とあるのは「<u>内部格付手法採用行</u>」と、「<u>信用リスク・アセットの額を算出しなければならない</u>」とあるのは「<u>算出しなければならない</u>」と、「<u>プロテクション提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一</u>のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「<u>信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一</u>のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控</p>
--	--	--

			除することができる」と読み替えるものとする。
11	第156条第4項	<p>適格資産担保に他行の先順位が設定されている場合、①担保時価から先順位を控除したものについて超過担保カバー率で除した額に相当する部分について、LGD を置換える、②担保時価を超過担保カバー率で除したものから先順位を控除した額に相当する部分について、LGD を置換える、のどちらにすべきなのか確認したい。また、超過担保カバー率について、保守的であれば、銀行内規定の担保掛け目を用いても問題ないかを併せて確認したい。</p>	<p>適格資産担保に他行の先順位が設定されている場合は、②の考え方が適用されます。告示案第156条第4項に規定されている最低所要担保カバー率及び超過担保カバー率は、先順位の適格資産担保の額を含めた適格担保資産の額に対し適用されることとなります。</p> <p>他方、超過担保カバー率に関しては、告示案第156条第4項に規定されている超過担保カバー率よりも保守的であり、同条項に規定されている適格資産担保の運用要件を満たしている限りにおいて、当該基礎的内部格付手法採用行が内部リスク管理実務に用いている超過担保カバー率を利用することは可能です。なお、その際は、当該超過担保カバー率を信用リスク管理指針に記載をした上で、当該カバー率を継続して利用する必要があります。</p>
12	第158条	<p>見直し後の告示案第158条第6項「前各項に定めのない場合は、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、2.5年とする。」が、この度の再見直し後の告示案では削除されている。本条項はバーゼルⅡ最終合意パラグラフ324の定義に沿ったものであると理解しているが、今回、当該条項が削除されたその理由をご教示頂きたい。</p> <p>また、「日銀預け金」、「郵便振替」、「その他銀行預け金（譲渡性預け金除く）」等期限の定めのないものは、マチュリティを何年とすればよいのか。</p>	<p>事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティ（M）に関しては、バーゼルⅡを踏まえ、告示案第158条第1項に規定された算式により算出された実効マチュリティを利用することが求められており、実効マチュリティの推計が困難な場合は、同条第2項に規定されているように、「契約上定められた当該エクスポージャーの残存期間その他の保守的な値を用いること」が可能となっています。このため、マチュリティを「2.5年」に設定する取引は特段想定されないことから、見直し後の告示案第158条第6項を削除しています。</p> <p>なお、御指摘のような契約上の期限の定めのないエクスポージャーについては、同条項における「その他の保守的な値」により算出して頂くこととなりますが、具体的な算出方法については、金融機関の実務を踏まえつつ、必要に応じ解釈集等の中での明確化を図っていく予定です。</p>
13	第1条第10号、第78条	<p>株価指数先物は想定元本に100%の掛目をかけて与信相当額を計算するのかについて、株価指数先物を利用したファンドの取扱いと共に明確化して欲しい。</p> <p>第78条、および第1条第10号によると、株</p>	<p>内部格付手法において、株価指数先物取引は、当該取引の裏付けとなる資産が株式であることから、告示案第1条第10号二の規定によりロング・ポジション及びショート・ポジション共に株式等エクスポージャーに該当することとなります。もっとも、当該取引の所要自己資</p>

		<p>価指数先物は想定元本に 100%の掛目をかけて株式と同様の扱いにするように読めるため。</p>	<p>本の算出に際しては、当該取引の相手方に対する信用リスク（所謂「カウンターパーティー・リスク」と、当該取引の裏付けとなる資産の信用リスクを、それぞれ算出して頂くこととなります。</p> <p>その際に用いられる EAD については、告示案第 157 条第 5 項において準用されている同第 79 条第 1 項に基づきカウンターパーティー・リスクに係る与信相当額を算出する一方、想定元本が当該取引の裏付けとなる資産の信用リスクに係る EAD と規定されることとなります。</p>
14	第 162 条	<p>見直し後の告示案第 162 条では、保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の勘案方法として「債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、前三条の規定にかかわらず、被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの計算式、PD 及び LGD を適用することができる」と定義されていたところ、この度の再見直し後の告示案では「保証又はクレジット・デリバティブを勘案した PD 又は LGD のいずれかを適用することができる」と修正されている。</p> <p>本修正に伴い、保証人向けの直接的なエクスポージャーとしてみなす方法（つまり原債権のマチュリティを前提とした上で、PD、LGD、RW 関数の 3 要素については保証人に適用されるものを採用する方法）が許容されるのか否か不明確となったため、確認させて頂きたい。</p>	<p>基礎的内部格付手法採用行においては、事業法人等向けエクスポージャーの LGD 及び EAD に関しては当局設定値を利用する一方、リテール向けエクスポージャーの LGD 及び EAD に関しては、先進的内部格付手法採用行と同様に自行推計することが求められています。このため、告示案第 162 条に規定されているように、リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の保証効果の勘案は、事業法人等向けエクスポージャーの場合と異なり、自行推計された PD 又は LGD を通じた調整によって行うこととなります。従って、基礎的内部格付手法採用行であっても、リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合は、保証人向けの直接的なエクスポージャーと安易に見なし、保証人に適用される PD、LGD 及び信用リスク・アセットの額の算式を適用することは認められません。</p> <p>なお、告示案第 219 条第 2 項に規定されているように、こうした保証効果の勘案に際しては、当該調整後のリスク・ウェイトが保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回ってはならないことが求められています。</p>
15	第 166 条第 5 項、第 6 項	<p>マーケット・ベース方式の内部モデル手法の場合、少なくとも個別銘柄ごとのヘッジについては、ヘッジ効果を認めるべきである。</p> <p>告示案では内部モデル手法の場合、ショート・ポジションをロング・ポジションとして取り扱うこととしている。このような方法は、そもそも VAR の計算という計算方法にはマッ</p>	<p>告示案第 166 条第 5 項及び第 6 項は、「マーケット・ベース方式」のうちの「簡易手法」と、「PD/LGD 方式」に適用されます。従って、マーケット・ベース方式」のうちの「内部モデル手法」には、当該規定は適用されません。</p> <p>もっとも、内部モデル手法においては、個別の株式に対してフロアが適用されることに留意</p>

		<p>チしないのではないか。</p> <p>少なくとも、個別銘柄ごとのヘッジは認めないと、簡易手法やPD/LGD方式とバランスがとれないと思われる。</p>	<p>が必要です(平成17年3月31日公表別紙5(内部格付手法)項番85を御参照下さい)。</p>
16	第166条第5項、第6項	<p>マーケット・ベース方式(簡易手法)、PD/LGD方式に関し、株式等エクスポージャーに対するヘッジの要件及びヘッジが認められない場合の対応について、過度に保守的な対応とならないよう、少なくとも解釈集等での手当てをお願いしたい。</p> <p>例えば、保有株式を先物指数取引でヘッジする場合に、残存マチュリティの要件を満たさない等の事由により、保有株式のみならず先物指数取引についても資本賦課がなされるとすると、当該ヘッジを行なうことに対して逆インセンティブを与えてしまうことになるため。</p>	<p>「簡易手法」及び「PD/LGD方式」におけるヘッジは、告示案第166条第5項に規定されているように、「特定の保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれて」いることが、その認識の要件となります。従って、ヘッジの認識が可能となるのは、ヘッジの対象となる個別株(現物資産)のショート・ポジションや個別株を参照する派生商品取引のショート・ポジション等が基本的に想定されます。一方、株価指数先物取引によるヘッジにより上記の要件を充足することは困難と考えられます。しかしながら、内部格付手法採用行が、当該株価指数先物取引によるヘッジが上記の要件を充足するものであることを、例えば、保有株式と相応の相関を有することなどの合理的な根拠に基づき疎明できる場合は、当該株価指数先物取引によるヘッジを認識することが可能と考えます。</p>
17	第166条第10項	<p>デフォルトに関する十分な情報をもたないエクスポージャーとして、株式ではなく債券を保有している場合には、特別な措置は要しないとの理解でよいか確認させて頂きたい。</p> <p>本条文が適用される与信の状況と類似のケースとして、有価証券としての債券を保有する取引のみが存在するケース、具体的には「債券の発行体たる事業法人に対して、債券以外のエクスポージャーを保有しておらず、かつ、当該事業法人のデフォルトに関する十分な情報をもたない場合で、第四節第一款から第八款までに定める最低要件を満たしている場合」が想定されている。このようなエクスポージャーについては、信用リスク・アセットの額の算出において、特別な措置は要しないとの理解でよいか確認させて頂きたい。</p>	<p>有価証券については、金融再生法施行規則上の資産査定の対象から除外されており、また、自己査定基準においても必ずしも債務者区分の付与の対象となっていないことから、債務者格付を付与の際デフォルトに関する十分な情報をもたない場合に該当する例も存在し得るものと考えられます。このような場合、告示案第185条第2項において、「保有する情報量が少ない場合は、債務者格付及び案件格付の付与(中略)を、より保守的に行わなければならない。」と規定されていることから、内部格付手法採用行においては、当該債券の発行体(債務者)に対する格付付与は保守的に行う必要があります。</p> <p>また、こうした同一の事業法人が発行した債券と株式等エクスポージャーを同時に保有している場合、告示案第166条第10項の適用の判断に際しては、上記の規定に従って自行推計したPDを用いて当該株式エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することが可能です。</p>
18	第166条第12項	<p>見直し後の告示案第166条第12項(株式等エクスポージャーPD/LGD方式におけるリスク・</p>	<p>内部格付手法の採用にあたっては、国内基準の適用を受ける海外拠点をも有しない銀行(国内基</p>

	<p>第 167 条 第 5 項</p>	<p>ウェイト上限)及び第 167 条第 5 項(信用リスク・アセットのみなし計算)において規定されていた「海外営業拠点を有しない銀行においては、2500%とする」が、この度の再見直し後の告示案では削除されているが、その理由をご教示頂きたい。</p> <p>両条文とも、自己資本控除に相当する水準を定めているものと考えられることから、最低所要自己資本比率が4%と定められている国内基準においては、リスク・ウェイト=2500%とすることが適切であると考えられる(国内基準においてリスク・ウェイト 1250%とした場合、所要自己資本は $1250\% \times 4\% = 625\%$ であり、自己資本控除に相当しない)。見直し後の告示案のパブリック・コメントに対する貴庁の回答(内部格付手法 18 番)においても同様の説明がなされている。</p> <p>一方、第 136 条第 2 項では、「海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、2500%」としている。標準的手法と内部格付手法で、自己資本控除に相当する水準が異なることの合理性が説明できないものと思われる。</p>	<p>準行)においても、告示案第 238 条に基づき、国際統一基準での自己資本比率が 8%以上であることが「当該手法の採用及び継続使用の条件」とされており、更には、同第 199 条及び第 200 条においてストレス・テストに基づき自己資本の額の充実度を評価することとなっています。従って、内部格付手法採用行においては、内部格付手法の継続使用を念頭に置きつつ、ストレス・テストに基づく評価を踏まえた自己資本の充実が図られることが想定されており、このようなプロセスを通じて内部格付手法採用行の自己資本比率は国内基準行であっても相応の比率が維持されることになると考えています。</p> <p>このような観点から、国内基準行においても、内部格付手法採用行の最低要件である国際統一基準における自己資本控除に相当する 1250%を、リスク・ウェイトの上限とすることと致しました。</p>
19	<p>第 167 条</p>	<p>第 167 条第 1 項を適用しファンドのルックスルーを行なう場合に、ファンド等から取得可能な情報等の実態比過度なルックスルー対応が必須となることのないよう配慮頂きたい(例えば、ファンドが行なう派生商品取引、長期決済期間取引、未決済取引等についても認識することが必須となる等)。</p> <p>また、当該ルックスルーの程度に関する方向感については、民間との議論を踏まえ、解釈集等で示して頂きたい。</p> <p>同様に、「標準的手法」を採用した場合についても、上記ルックスルーを行なった場合の取扱いについて配慮いただくことを要望するとともに、その他「ルックスルー不可」の場合の対応について、確認をさせて頂きたい。</p>	<p>パーゼルⅡにおいては、どのような取引形態であっても、経済効果が同じ取引に対しては同様の所要自己資本となることが基本であることから、金融機関が直接派生商品取引等を行う場合と、複数の資産(裏付け資産)によって構成されるエクスポージャー(所謂「ファンド」)を通じてこれを行う場合と、基本的に取扱いを異にするものではありません。従って、入手可能な情報に従い適切に所要自己資本の計算が可能な限りにおいては、これを行って頂く必要があります。</p> <p>なお、内部格付手法においては、所要自己資本の算出上、相当の債務者及び案件の情報が必要となること等から、実務上の過度の負担に配慮して、ファンドの裏付けとなる個々の資産が明らかでない場合等において、告示案第 167 条第 4 項及び第 5 項に規定される信用リスク・アセットの算出方法を設けています。</p>
20	<p>第 167 条</p>	<p>ルックスルー対応を行なった場合において、バンキング勘定で保有した場合に信用リス</p>	<p>告示案第 167 条第 1 項に基づき、保有するエクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信</p>

		<p>ク・アセット算出の対象外となるものについては、同様に対象外となることを確認させて頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所に対するエクスポージャー（取引所に上場されている株価指数先物（TOPIX 先物）等 ・ 原契約期間が5日以内の外国為替関連取引等 	<p>用リスク・アセットの総額をもって当該エクスポージャーの信用リスク・アセットとする場合（所謂「ルックスルー」）については、御指摘のとおりです。</p>													
21	第166条、第167条	<p>株式に投資するファンドに対し、167条第1項を適用してルックスルーを行い、保有する個々の株式に対して、内部モデルを適用してリスク・アセット計算を行う場合、複数のファンドの保有明細にある株式を全て合算し、同時に内部モデルを適用してよいことを確認したい。</p> <p>具体的には、例えば株式に投資する別々のファンドA,Bがあり、その保有明細が以下の場合を想定。（全てロング・ポジション）</p> <table border="0"> <tr> <td>ファンドA</td> <td>ファンドB</td> </tr> <tr> <td>銘柄1 : 200</td> <td>銘柄3 : 300</td> </tr> <tr> <td>銘柄2 : 300</td> <td>銘柄4 : 300</td> </tr> <tr> <td>銘柄3 : 450</td> <td>銘柄5 : 200</td> </tr> </table> <p>内部モデルを適用する際には、株式のポートフォリオとしては、同一銘柄のロング・ポジションは合算し、</p> <table border="0"> <tr> <td>銘柄1 : 200</td> </tr> <tr> <td>銘柄2 : 300</td> </tr> <tr> <td>銘柄3 : 750</td> </tr> <tr> <td>銘柄4 : 300</td> </tr> <tr> <td>銘柄5 : 200</td> </tr> </table> <p>として、纏めて同時に算出する。</p>	ファンドA	ファンドB	銘柄1 : 200	銘柄3 : 300	銘柄2 : 300	銘柄4 : 300	銘柄3 : 450	銘柄5 : 200	銘柄1 : 200	銘柄2 : 300	銘柄3 : 750	銘柄4 : 300	銘柄5 : 200	<p>告示案第167条第1項に基づき、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを算出する場合（所謂「ルックスルー」）については、御指摘のとおり、裏付けとなる同一銘柄の株式を合算して同第166条第3項第2号に規定されている内部モデル手法を適用することは可能です。なお、その際、同第167条第6項に基づき、エクスポージャーのポートフォリオごとに一貫して同じ信用リスク・アセットの算出方式を用いる必要があります。</p>
ファンドA	ファンドB															
銘柄1 : 200	銘柄3 : 300															
銘柄2 : 300	銘柄4 : 300															
銘柄3 : 450	銘柄5 : 200															
銘柄1 : 200																
銘柄2 : 300																
銘柄3 : 750																
銘柄4 : 300																
銘柄5 : 200																
22	第166条、第167条	<p>上記確認事項とほぼ同様だが、異なるファンドにおいて、一方のファンドでは、ある銘柄のロング・ポジション、もう一方のファンドでは、その銘柄のショート・ポジションを保有する場合、全体としてはネットした上で、内部モデルを適用して良いことを確認したい。</p> <p>具体的には、例えば株式に投資する別々のファンドA,Bがあり、その保有明細が以下の場合を想定。</p> <table border="0"> <tr> <td>ファンドA</td> <td>ファンドB</td> </tr> </table>	ファンドA	ファンドB	<p>告示案第167条第1項に基づき保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに際し（所謂「ルックスルー」）、第166条第3項第2号に基づき内部モデル手法を適用する場合、上述のとおり裏付けとなる同一銘柄の株式のロング・ポジションとショート・ポジションを相殺することが可能です。</p>											
ファンドA	ファンドB															

		<p>銘柄1 : 200 銘柄3 : -300(ショート) 銘柄2 : 300 銘柄4 : 300 銘柄3 : 450(ロング) 銘柄5 : 200</p> <p>内部モデルを適用する際には、株式のポートフォリオとしては、同一銘柄のロング・ポジションとショート・ポジションはネットし、</p> <p>銘柄1 : 200 銘柄2 : 300 銘柄3 : 150 銘柄4 : 300 銘柄5 : 200</p> <p>として、纏めて同時に算出する。</p>	
23	第166条、第167条第1項	<p>第166条で規定される株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の採用と、第167条第1項における「裏付けとなる個々の資産が明らか」かどうかを判定する際の基準との連関について確認させて頂きたい。具体的には、ファンド以外の通常の株式等エクスポージャーに係る計算方法としてPD/LGD方式を一貫して採用している金融機関が、ファンドの扱いを検討する際に、PD/LGD方式採用の観点からは「個々の資産が明らか」とはいえないが、マーケット・ベース方式における簡易手法採用の観点からは「個々の資産が明らか」といえるような場合に、第167条第1項を適用することが可能かどうか（或いは適用しなくてはならないかどうか）確認させて頂きたい。</p>	<p>内部格付手法採用行においては、株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに際し、各株式等エクスポージャーのポートフォリオごとに一貫して同じ方式を用いることが求められています（告示案第166条第2項）。これは、本来のリスク管理のあり方にも拘わらず、規制上最も低い所要自己資本を算出するような適用方式を選択することを抑制することを目的としています。</p> <p>従って、内部格付手法採用行が、告示案第167条第1項における保有するエクスポージャーの「裏付けとなる個々の資産が明らか」か否かの判定や、同第167条に基づき保有するエクスポージャーの裏付けとなる株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、上記の趣旨を踏まえつつ、ポートフォリオごとに一貫した方式を適用する限りにおいて、各株式等エクスポージャーのポートフォリオごとに異なる方式を適用することは認められると考えています。</p> <p>なお、その際、各株式等エクスポージャーのポートフォリオごとに一貫して適用される信用リスク・アセットの額の算出方式を、信用リスク管理指針に明確に記載することが必要であるほか、当該適用方式が本来のリスク管理のあり方から適切であることを疎明できることが期待されます。</p>
24	第167条第2項	<p>現物株式のみでなく株式先物取引を含むファンド、ロング/ショートの子ファンドについて、過半数方式を適用する場合の「過半数の判定基準」「リスク・アセットの算出方法」について</p>	<p>内部格付手法採用行においては、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができない場合で、裏付けとなる個々の資産に株式等エクスポージャーが含ま</p>

		<p>て、民間との議論を踏まえ、解釈集等で示して頂きたい。</p>	<p>れており、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を、当該エクスポージャーの信用リスク・アセットとすることが可能です（所謂「修正単純過半数方式」）。</p> <p>御指摘のとおり、修正単純過半数方式を適用するに際しては、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポージャーが占めているか否かを判定する必要がありますが、それは当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の EAD を算出し、この合計に対する株式等エクスポージャーの比率が 5 割を超えることを確認することにより可能です。</p> <p>また、当該エクスポージャーが株式先物取引等を含んでいる場合の信用リスク・アセットの算出方法については、本紙項番 13、16 及び 19 をご参照頂けるほか、必要に応じ、金融機関の実務を踏まえ、解釈集の中での明確化を図りたいと考えています。</p>
25	第 167 条 第 2 項	<p>修正過半数方式を適用する場合において、ファンド全体（又は、株式以外の資産）に適用するリスク・ウェイトの算出方法を確認したい。</p> <p>(1) 株式の保有明細が分かっていた場合</p> <p>A. マーケット・ベース方式を使用すると定めている場合</p> <p>以下の何れの方法でも可能と考えてよいか。</p> <p>①個々の株式に対して内部モデル手法等を適用して算出した平均リスク・ウェイト</p> <p>②個々の株式に対して上場 300%、非上場 400%とした平均リスク・ウェイト</p> <p>③保有株式が全て上場株式だけの場合は 300%、1 銘柄でも非上場がある場合は 400%</p> <p>B. PD/LGD 方式を使用すると定めている場合</p> <p>「個々の株式に対して PD/LGD 方式を適用して算出した平均リスク・ウェイト」とすることが可能と考えてよいか。</p> <p>(2) 株式の保有明細が不明の場合</p> <p>簡易手法を適用し、上場、非上場の比率がわかる場合はその平均、分からない場合は</p>	<p>本紙項番 23 に記載のとおり、保有するエクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が株式等エクスポージャーである場合は、本来のリスク管理のあり方にも拘わらず、規制上最も低い所要自己資本を算出するような適用方式を選択することのないよう、各株式等エクスポージャーのポートフォリオごとに一貫して同じ方式を用いることが求められています（告示案第 166 条第 2 項）。</p>

		400%とする。												
26	第167条第2項、附則第13条第1項	<p>単純過半数方式を適用する場合において、ファンドが平成16年9月30日までに投資した株式を保有する場合の、信用リスク・アセット額の考え方について確認したい。</p> <p>単純過半数方式を適用する場合で、ファンドの裏付資産が、</p> <p>①平成16年9月30日までに投資した株式 ②平成16年10月1日以降に投資した株式 ③株式以外の資産（社債・ローン等）の時には、</p> <p>①ファンドが平成16年9月30日までに投資した株式のため、グランドファザリング（附則第13条第1項第2号）を適用する。 ②PD/LGD方式、及びマーケット・ベース方式（内部モデル手法、簡易手法）のいずれかを適用して算出するリスク・ウェイトを適用する。 ③②と同じリスク・ウェイトを適用する。</p> <p style="text-align: center;">ファンドのB/S (概要)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">①</td> <td style="width: 50%;">平成十六年九月三十日までに投資した株式</td> <td rowspan="3" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">出資金（エクスポージャー）</td> <td rowspan="3" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">グランドファザリング (RW100%)</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>②</td> <td>平成十六年十月一日以降に投資した株式</td> </tr> <tr> <td>株式以外</td> <td>③</td> <td>株式以外の資産 (社債・ローン等)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓ 下記のいずれかの方式を用いて算出するRWを適用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PD/LGD方式 ・マーケットベース方式（内部モデル手法・簡易手法） 		①	平成十六年九月三十日までに投資した株式	出資金（エクスポージャー）	グランドファザリング (RW100%)	株式	②	平成十六年十月一日以降に投資した株式	株式以外	③	株式以外の資産 (社債・ローン等)	<p>告示案附則第13条に規定されている株式エクスポージャーに関する経過措置（所謂「グランドファザリング」）は、株式のみに対して認められている規定であり、御指摘のように裏付資産の一部に株式以外の資産が含まれている場合には、経過措置の対象とはならないと考えています。</p> <p>以上の趣旨を明確化するため、附則第13条第1項第2号の規定を以下のように修正致します。</p> <p>旧: 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であって、当該信託に属する財産又は当該法人の保有する資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該銀行が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。</p> <p>新: 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であって、当該信託に属する<u>全ての</u>財産又は当該法人の保有する<u>全ての</u>資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該銀行が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。</p>
	①	平成十六年九月三十日までに投資した株式	出資金（エクスポージャー）	グランドファザリング (RW100%)										
株式	②	平成十六年十月一日以降に投資した株式												
株式以外	③	株式以外の資産 (社債・ローン等)												
27	第167条第4項第1号	<p>「内部モデル手法」を準用する要件である「日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で第三者に売却できる」につき、解約要件については実態とかけ離れた要件とならないよう、告示の修正又は解釈集での手当てをお願いしたい。</p> <p>「保有するエクスポージャーの額が日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で第三者に売却できること」との要件について、</p> <p>①「売却」だけでなく「解約」でもよいこと、②時価評価周期と異なり、週次より長い売却ないし解約周期についても認められること、の2点に関して、告示条文または解釈集で手当てされるよう要望したい。</p>	<p>内部格付手法採用行が、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに際し、内部モデル手法を適用する場合は、告示案第167条第4項第1号に規定されているように、当該エクスポージャーの額が「日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で第三者に売却できること」が求められています。これは、内部モデル手法による所要自己資本の算出が時価の変動率に強く依存することから、時価の信頼性を担保することを主たる目的としています。</p> <p>こうした趣旨を踏まえると、①で御指摘の「解約」に関しては、日次又は週次の時価による解約が可能であり、「第三者に売却できること」</p>											

			<p>と同様の経済的実態を有しているものであれば、時価の信頼性を担保するものと想定できることから、許容されるものと考えられます。</p> <p>他方、②で御指摘の「週次より長い売却ないし解約周期」に関しては、所要自己資本率のベースとなるバリュー・アット・リスク（VAR）の計算を行う上で相当程度信頼できる価格が「日次又は週次」で入手可能である限りにおいて、売却又は解約に要する期間を折り込んで保有期間を設定するなどの措置を講じることにより、当該エクスポージャーの所要自己資本を算出することは可能と考えています。なお、こうした売却ないし解約に要する期間が週次より長いエクスポージャーに係る所要自己資本を、内部モデル手法を用いて算出する場合の具体的な方法については、今後、金融機関との対話を通じ、必要に応じ解釈集等での明確化を図っていく予定です。</p> <p>上記を踏まえて、告示案第 167 条第 4 項第 1 項を以下のように修正致します。</p> <p>旧：保有するエクスポージャーの額が日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で第三者に売却できること。</p> <p>新：保有するエクスポージャーの額が日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で解約又は第三者に売却できること。</p>
28	第 167 条第 4 項等	<p>非上場の株式投資信託であっても、公募で基準価額が日々公表されており、基準価額で換金できるものは、リスク・ウェイトの下限を上場株式と同じ 200%にしてよいのではないかと。</p> <p>公募株式投資信託であれば、上場株式と同様の流動性は保たれており、非上場株式と同様に扱うのは、形式的に過ぎるのではないかと。</p>	<p>バーゼルⅡにおいては、個々の資産のリスク特性を適切に把握することが求められているため、複数の資産（裏付け資産）によって構成されるエクスポージャーについても、基本的には個々の資産に分解して、それぞれの信用リスク・アセットを算出することが求められています（所謂「ルックスルー」）。</p> <p>もともと、個々の資産に分解することが実務上困難な場合があるため、告示案第167条第4項では、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の額や運用に関する基準が明らかでない場合（同条第1項から第3項の規定が適用できない場合）についても、一定の要件を課した上</p>

			<p>で当該エクスポージャーを株式等エクスポージャーとみなすことにより、例外的に内部モデル手法を用いることを認めています。</p> <p>従って、御指摘のような非上場の株式投資信託については、まず告示案第167条第1項から第3項の適用の可否を確認した上で、内部モデル手法を用いることが可能となります。その際、リスク・ウェイトの下限（フロア）を200%とすることは、あたかも当該投資信託が上場株式であることを前提とするものであるため、認められません。もっとも、当該投資信託が上場されている場合は、同条第4項に規定する要件を満たす限りにおいて、200%の下限を適用することは妨げられません。</p>
29	第167条第4項	<p>非上場株式を含まず、上場株式のみで構成されるファンドについては、リスク・ウェイトの下限として200%の適用を認めて頂きたい。</p> <p>平成17年6月17日付パブコメ回答内部格付手法NO.17において、「当該資産の集合体が上場されている場合については、見直し後告示案第167条第4項に規定する要件を満たす限りにおいて、当該資産の集合体について200%の下限を適用することは妨げない」とあるが、これを言い換えれば、上場株式のみで構成されるか否かに関わらず、それ自体が非上場のファンドについては300%の下限を適用するものと読める。</p> <p>しかしながら、多くの株式投信等については、上場株式のみを投資対象とするものであっても、当該資産の集合体自体が上場されている例はむしろ少なく、告示上「株式等エクスポージャー」といいながら、実態として当該条項の適用範囲が不相当に限定される。</p> <p>さらに、上場株式を対象とする非上場のファンド・投信の取り扱いについて告示案に照らして考えた場合、第167条第1項（ルックスルー）や同条3項（マンドート方式）等を適用のうえで第166条3項1号のマーケット・ベース方式の簡易手法を採用すれば、リスク・ウェイトは上場株式300%で固定される一方、同項二号の内部モデル手法を用いると166条12項から300%をリスク・ウェイトの下</p>	<p>上述のとおり、バーゼルⅡにおいては、個々の資産の信用リスク・アセットを積み上げていくのが原則であり、告示案第167条第4項に規定されているような、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接計算することができない場合に、当該エクスポージャーを株式等エクスポージャーとみなし、内部モデル手法を適用する扱いは、実務上の負担に配慮した例外的な取扱いです。</p> <p>従って、御指摘のように、保有するエクスポージャーの裏付けとなる資産が全て上場株式で構成されていることが明らかである場合は、告示案第167条第4項でなく、同条第1項又は第2項が適用されることとなります。そのため、同条第1項に基づき、個々の上場株式に内部モデル手法を適用する際は、200%のリスク・ウェイトを下限（フロア）とすることが可能です。</p>

		<p>限としつつ、ボラティリティによってはリスク・ウェイトが非上場株の簡易手法によるリスク・ウェイトである 400%さえも上回る可能性がある結果となる（当然ながら内部モデルを用いた場合の平均リスク・ウェイトは 300%を超える）。つまり、モデルの構築やリスク量の計測というリソース投入に見合わない結果となり、リスク管理高度化のインセンティブを阻害しかねない。この点からも 200% の下限適用が妥当と考える。</p>	
30	第 167 条 第 6 項	<p>告示案第 167 条第 1 項及び第 2 項により、みなし計算を行う際に、同条第 6 項から、選択した方式を継続使用することとなっているが、やむを得ない事務的事由（例えば、トラスティー等から提供されたルックスルー情報の齟齬が判明する、あるいはルックスルー情報が期限までに提供されなかった等の事態が発生したような場合）により、期限内に信用リスク・アセットの額を算出できない事態も想定される。このためルックスルー方式の採用を決定したファンド等については、リスク・ウェイト 400%以下である旨疎明できることを前提に、第 5 項に基づく計算を許容して頂きたい。</p>	<p>告示案第 167 条第 6 項の規定は、内部格付手法採用行が、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットのみなし計算を行なう際に、本来のリスク管理のあり方にも拘わらず、規制上最も低い所要自己資本を算出するような適用方式を選択することのないよう、エクスポージャーのポートフォリオごとに一貫して同じ方式を適用することを求めるものです。</p> <p>従って、御指摘のような事務的事由の事前の回避が困難であって、当該事由の発生が真にやむを得ない場合である限りにおいて、同条第 1 項から第 3 項の規定によることができない場合、と解釈する余地はあると考えられます。</p>
31	第 167 条	<p>MMF については、欧米当局の動向を踏まえた特別な取扱いを規定して頂きたい。</p> <p>いわゆる MMF は裏付けとなる個々の資産の額、および運用基準の把握が困難であるため、国内告示案に沿った場合には、第 167 条のみなし計算規定に基づき、リスク・ウェイト 400%を適用することになると考えられるが、経済実感から大きく乖離した結論であり、他方、欧米の当局は MMF について AAA 格の銀行同様に見做す方向で検討中であると伝えられている。</p> <p>については邦銀の国際競争力維持・向上および適正な市場形成の観点から、我が国においても欧米と同様の方向で対応できるよう検討し</p>	<p>本紙項番 28 に記載のとおり、バーゼルⅡにおいては、複数の資産（裏付け資産）によって構成されるエクスポージャーについても、基本的には個々の資産に分解して、それぞれの信用リスク・アセットを算出することが求められています（所謂「ルックスルー」）。</p> <p>御指摘の MMF（Money Management Fund）については、通常、主として投資適格以上の債券及び短期金融市場の商品（コマーシャル・ペーパー等）によって構成されているものと理解されます。このため、内部格付手法採用行が、告示案第 167 条第 1 項に基づき、当該 MMF の裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出すると、現行規制と比較して当該 MMF の信用リスク・アセットの額は大幅に低下し得るものと</p>

		<p>て頂きたい。</p>	<p>想定され、現時点においては MMF に対する具体的な取扱いを別途設けることを特段考えておりません。</p> <p>もっとも、MMF のリスク特性や経済実態等を踏まえ、実務上の負担に配慮した具体的な取扱いを、その必要性も含め、今後検討したいと考えています。</p>
<p>32</p>	<p>第 174 条 ～第 177 条</p>	<p>リース取引に係る信用リスク・アセットの算出にあたり、資本額や利益計上額との齟齬を避けるため、財務諸表上の数字を用いた計算（償却後簿価を用いて EAD を算出する取扱）を認めて頂きたい。</p> <p>①告示案第三条によれば、連結自己資本比率は連結財務諸表を用いて算出するものと規定されているが、本邦リース会社においては、所有権移転外ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの別を問わず、賃貸借処理が定着しており、告示案第百七十五条の想定する、売買処理に基づく財務諸表は必ずしも作成されてはいない。従って、この点において、何らかの実務上の取扱いを別途考慮する必要がある。</p> <p>②こうした考慮なしに自己資本比率を算出した場合、財務諸表上の利益計上額・自己資本額と信用リスク・アセットの額は齟齬を来し、自己資本比率は過少に評価されることとなる。即ち、賃貸借処理、売買処理双方の財務諸表上の資産残高の差異は、とりもなおさず、利益計上額については自己資本ないしは引当金の額に影響しうる。</p> <p>③一方、告示案第百五十七条に、「事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオンバランス資産項目の EAD は、当該エクスポージャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金及び部分直接償却額の合計額を下回らない額とする」と規定されているが、財務諸表上の資産残高を用いて EAD を算出した場合、必ず本規定に適ったものとなる。</p> <p>④以上をもって、「リース料から利息相当額を差引いた額を EAD として算出した自己資本比</p>	<p>内部格付手法においては、告示案第 7 章第 2 節及び第 3 節に規定されているように、債務者の信用リスクの変化に基づく経済的損失に着目し、金融機関内部のデータ等を基に推計された PD、LGD 及び EAD を用い、信用リスク量としての所要自己資本を算出することが求められています。</p> <p>このような中で、御指摘のように会計処理の違いにより、自己資本及び引当金の取扱いが異なるとしても、経済的価値に基づかない EAD を基に所要自己資本を算出した場合、税効果の影響、LGD と EAD 間での齟齬等により、結果として所要自己資本が過小に算出されることにもなりかねません。</p> <p>なお、EAD 算出に関する実務上の配慮の必要性については、現在のリース会計において、所有権移転外ファイナンス・リースにおいても売買処理が原則とされており、例外的に賃貸借処理を行う場合であっても売買処理に準じた注記が行われており、特段の事情はないものと基本的に考えています。</p>

		率を上回らない場合、かつその事実が合理的に説明しうる場合においては、財務諸表上の資産残高（＝償却後簿価残高）を EAD として取扱うことを許容する」等の、実務上の取扱いを認めて頂きたい。	
33	第 174 条 第 1 項	「レシー」「レッサー」という用語は、英語の lessee、lessor の音訳だと思われるが、これらの発音は、「レシー」「レサー」であり、「ッ」の音は発音に存在しない。このため、「レシー」「レッサー」という用語は不相当であり、「レシー」「レサー」とすべきである。	本告示の作成においては、規制対象者である金融機関及び金融機関の子法人等のリース会社関係者に理解され易い用語を選んでおります。御指摘の「lessee」、「lessor」についても、関係者の中では「レシー」及び「レッサー」が定着しており、これを踏まえたものとなっております。
34	第 174 条 第 1 項	告示案のリースの定義では、中途解約可能な賃貸借もリースに該当することになる。しかし、中途解約可能な賃貸借は、ファイナンス・リースより遥かにリスクの大きい取引であり、そのようなものをファイナンス・リースと同等に取扱い、借主の PD によりリスクを低減させることはリスク管理上好ましくない。 告示案及びバーゼルⅡパラグラフ 523、524 で言うリースとは、ファイナンス・リースを念頭に置いたものと思われる。そうであれば、ファイナンス・リースの定義は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）」の第 8 条の 6 にあるのであるから、それを引用して、整合性を取るべきである。 このため、告示案第 174 条第 1 項の末尾「支払う取引をいう。」は「支払う取引であって、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）の第 8 条の 6 に定めるファイナンス・リースに該当するものをいう。」と改めるべきである。	ファイナンス・リースと比較して、中途解約が可能な所有権移転外ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースについては、レシーのデフォルト・リスクに加えて、物件の価格変動のリスクを潜在的に有していることは御指摘のとおりです。しかしながら、内部格付手法においては、信用リスクに係る所要自己資本算出の際に、レシーのデフォルト・リスクを無視し、物件の価格変動のリスクのみを認識することは適当ではないと考えています。 なお、レシーのデフォルト・リスクに加えて、物件の価格変動についても信用リスクとして認識すべきか否かについては、その必要性も含め、予備計算期間中に検討することとします。
35	第 174 条 第 2 項	この項は、バーゼルⅡパラグラフ 524 の第 2 文に対応すべきものであると思われる。しかし、格助詞「は」が 2 個あるため主語述語の関係が破壊されて日本語文法に合致していない。また、「確保」とは何を意味するのか、不明である。 バーゼルⅡパラグラフ 524 の第 2 文は訳せば次のようになる。「残価リスクとは、リース物件の公正な価値が、リース開始時に見積もっ	御指摘の趣旨を踏まえ、第 174 条第 2 項を以下のように修正致します。 旧：この章において、残価リスクとは、リース期間の終了日におけるリース物件の公正な市場価格が見積残存価格を下回る場合は、当該差額をレッサーが回収しうるような支払いをレシーがなすことが確保されていないときに、レッサーが負担するリスクをいう。

		<p>た残価を下回ることにより発生する損失への貸主の露出をいう。」これは、要するに、「借主の信用リスク」とは無関係に、「物件の価格変動」によって発生する損失を指すものであるから、この2者の対立関係が分かるようにすべきである。</p> <p>このため、第174条第2項は「この章において、残価リスクとは、リース物件の公正な価値が、見積残存価値を下回ることにより、レサーがその差額を損失として被るリスクをいう。」と改められるべきである。</p>	<p>新：この章において、残価リスクとは、リース期間の終了日におけるリース物件の公正な市場価格が、<u>見積残存価値を下回ることにより、レサーがその差額を損失として被るリスクをいう。</u></p>
36	第174条第3項	<p>「リース期間終了後」とは、何時か不明であり、「リース期間終了時」とすべきである。「リース期間の開始日」は、「日」としているが「時」とすべきである。</p> <p>このため第174条第3項は「この章において、見積残存価値とは、リース期間終了時におけるリース物件の価値として、リース開始時においてレサーが見積もった価値を言う。」と改めるべきである。</p>	<p>御指摘の趣旨及び他の条文との整合性を踏まえ、第174条第3項を以下のように修正致しません。</p> <p>旧：この章において、見積残存価値とは、リース期間終了後におけるリース物件の額としてレサーがリース期間の開始日に見積もった額をいう。</p> <p>新：この章において、見積残存価値とは、リース期間終了時におけるリース物件の額としてレサーがリース期間の開始日に見積もった額をいう。</p>
37	第175条	<p>この条は、バーゼルⅡパラグラフ524の第1点に対応するものと思われる。しかし、バーゼル合意パラグラフ524の第1点には「利息相当額」という概念はない。バーゼルⅡパラグラフ524の第1点は「リース料支払の流れを減価(discount)したものは、借主の財務的強さ(PD)および、監督者による、あるいは自らが推定したLGD(どちらか適当なもの)に相応しいリスク・ウェイトを受ける。」となっている。あるいはdiscountを「利息相当額」と解釈したものかも知れないが、必ずしもdiscountとは「利息相当額」を指すものではなく、単に「減価」されていれば良いものであり、その方法は各国の決算会計基準に従い各種考えられるものである。</p> <p>バーゼルⅡパラグラフ524を全体としてみれば、残価リスクのあるリース取引においては、リース取引の価格を残価部分とリース料部分に分け、リース料部分についてはリース料総額ではなく減価したもので良く、リース料部</p>	<p>内部格付手法採用行においては、告示案第175条に規定されているように、リース料に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合、「リース料からレサーがリース期間の開始日に利息相当額として合理的に見積もった額を控除した額」をEADとすることが基本的に求められています。これは、バーゼルⅡパラグラフ524の趣旨に鑑み、レシーのPD及びLGDを踏まえた、レサーが受け取るであろう将来キャッシュ・フローの割引現在価値を想定しており、単に「減価」されているものを想定したものではありません。</p>

		<p>分のリスク・ウェイトは借主の PD、LGD で定める、残価部分のリスク・ウェイトは 100%とするということである。</p> <p>バーゼルⅡパラグラフ 524 の趣旨が上記のとおりであるから告示案第 175 条はバーゼルⅡと齟齬がある。このため第 175 条は「残価リスクのあるリース取引に係わる信用リスク・アセットの額は、リース取引の価格を見積残存価格部分とリース料部分に分けて算出したものの合計とする。第 2 項 見積残存価格部分のリスク・ウェイトは 100%とする。第 3 項リース料部分については、その EAD はリース料総額を下回るものとし、レシーおよびリース取引の PD、LGD、S、M に基づきリスク・アセットを算出する。」とすべきである。</p>	
38	第 176 条第 1 項第 1 号	<p>第 176 条第 1 項第 1 号は「リース物件の所在、用途、経過年数及び陳腐化への対応策についてレッサーが堅固なリスク管理を行っていること。」とあるが、バーゼルⅡパラグラフ 523 の第 1 点には「陳腐化への対応策」という部分はない。</p> <p>バーゼルⅡパラグラフ 523 の第 1 点は、“Robust risk management on the part of the lessor with respect to the location of the asset, the use to which it is put, its age and planned obsolescence,”となっており、“planned obsolescence”を「陳腐化への対応策」と誤訳したものと思われるが、これは「計画耐用年数」という意味であり、「経過年数のみならず、耐用年数も管理すべし」ということを言うものである。</p> <p>このため、第 176 条第 1 項第 1 号は「リース物件の所在、用途、経過年数及び耐用年数についてレッサーが堅固なリスク管理を行っていること。」と改めるべきである。</p>	<p>内部格付手法においては、残価リスクのないリース取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合、レッサー向けのエクスポージャーにリース物件が担保に付されているものとして取扱うことが可能となっています。もっともその際、当該内部格付手法採用行は、バーゼルⅡパラグラフ 523 と同様に、告示案第 176 条第 1 項で規定されるリース物件に関する要件を満たすことが求められています。これらリース物件に関する要件は、リースの対象となる資産の特性を踏まえ、適格その他資産担保の運用要件以上のリスク管理を内部格付手法採用行に求めるものです。従って、御指摘頂いた同条項第一号に規定される「陳腐化への対応策」については、耐用年数の管理を含めた、リース物件の陳腐化に対するより積極的なリスク管理を想定しています。</p>
39	第 176 条第 1 項第 3 号	<p>第 176 条第 1 項第 3 号は、バーゼルⅡパラグラフ 523 の第 3 点に対応するものと思われるが、誤訳である。バーゼルⅡパラグラフ 523 の第 3 点を正しく訳せば、「リース物件の減価償却による価値の減少の率と、リース元本のリース料支払による減少の率の差異は、リース物件による信用リスク削減手法の効果を過大にするほど大きいものであってはならな</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、第 176 条第 1 項第 3 号を以下のように修正致します。</p> <p>旧：リース物件の減価償却率と一定期間におけるリース料の元本相当部分の支払比率の差異が、当該リース物件に基づく信用リスク削減手法の効果を過大に勘案するほど大きなものでないこと。</p>

		<p>い。」である。英語で depreciation、amortization といった場合、どれだけ価値が残っているか（ストック）に着目するのに対し、日本語で減価償却、返済と言った場合、一定期間の減少額（フロー）に着目することが誤訳の原因であると思われる。</p> <p>今回の場合、減価償却や一定期間の返済比率といったフローを見ても無意味なことは明白であって、ストックとして、リース物件の価値とリース元本の関係が異常になっていないかを見るべきであるという意味であることは明白である。</p> <p>このため、第 176 条第 1 項第 3 号は、「リース物件の減価償却による価値の減少の率とリース元本のリース料支払による減少の率の差異は、リース物件による信用リスク削減手法の効果を過大にするほど大きいものでないこと」と改めるべきである。</p>	<p>新：リース物件の減価償却による価値の減少率とリース元本相当部分のリース料支払による減少率の差異は、当該リース物件による信用リスク削減手法の効果を過大にするほど大きなものでないこと。</p>
40	第 177 条	<p>「見積残存価額」という用語と「見積り残存価額」という用語が混在しているが、「見積残存価額」に統一すべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、告示案を修正致します。</p>
41	第 206 条	<p>「延滞日数の見直し」対象となる資産について、現行の開示基準との整合性をどのように考えればよいのか。</p> <p>本規定は行内におけるデフォルト定義に止めるとしても、「3ヶ月以上延滞」の概念に「実質延滞」を織り込むこととなり、現行の開示基準と相違するため、どのように対応すればよいのか見解を示して頂きたい。</p>	<p>要管理債権の判断において、「延滞日数の見直し」の対象となる資産が、「貸出条件緩和債権」に該当するか否かは延滞日数に拘わらず、「貸出条件緩和債権」に該当するか否かにより判断されることとなります。また当該資産が、「3ヶ月以上延滞債権」に該当するか否かについては、「延滞日数の見直し」後の形式的な延滞日数で判断することとなります。</p>
42	第 238 条	<p>内部格付手法を用いる銀行については、第 2 条及び第 14 条の算式により得られる比率が 8 パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とあるが、当該条件は、第 13 条及び第 24 条の内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限適用前と考えてよいか。</p>	<p>内部格付手法又は先進的計測手法を採用する金融機関においては、当該手法採用当初における自己資本比率が必ずしも安定的でないことに鑑み、算出される自己資本比率に対して一定の妥当性を確保することを目的に、当該手法の使用を開始した日から 2 年間、旧所要自己資本の額に告示案第 13 条第 1 項又は同第 24 条第 1 項で定められた率を乗じて得た額を下限（フロア）として設定しています。</p> <p>従って、告示案第 238 条に基づき、内部格付手法の採用及び継続使用の是非を判断するに際しては、一定の妥当性が確保されていると考えられる下限適用後の自己資本比率で判断する</p>

			ことが適当と考えます。
43	第 238 条	<p>国内で営業を行う金融機関の自己資本比率規制は「国内基準」が原則であり、「内部格付手法を採用する国内基準行」のみに、別規制である「国際基準」と同様の計算式を導入することは、国内基準行に対する規制の一貫性を損なう。</p>	<p>現行規制や標準的手法では、当局が設定したリスク・ウェイトを当該エクスポージャーの資産の額又は与信相当額に乘じ、信用リスク・アセットの額（自己資本比率の「分母」）を算出する扱いとなっています。これに対し、内部格付手法においては、金融機関が内部リスク管理上用いているデータ等に基づき、信用リスク量としての所要自己資本（同「分子」）をまず推計した上で、それを国際統一基準における最低自己資本比率「8%」（国内基準では「4%」）の逆数である「12.5」（同「25」）で乗ずることによって、信用リスク・アセットの額（同「分母」）を算出する扱いとなっています。</p> <p>従って、内部格付手法においては、信用リスク・アセットの額の算出に際し、所要自己資本を 25 倍するのではなく、12.5 倍する扱いとなっていることから、国内基準行であっても、国際統一基準に基づく自己資本比率が 8%以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件としております（告示案第 238 条）。なお、国際統一基準に基づき算出された自己資本比率は、あくまで上記の最低要件の充足の是非を判断するためだけに用いられるものであって、当該国内基準行の開示や早期是正措置の発動等の対象になるものではありません。</p>
44	第 241 条 第 2 項第 2 号	<p>告示案第 241 条第 2 項第 2 号に「有効な限りにおいて、最も長期の標本期間にわたるデータ」という記載がある。「最も長期の標本期間にわたるデータ」については、「VAR 算出の過程で参照するヒストリカル・データは市況悪化時、景気低迷期を含む必要がある」ために求められる要件であると解釈できる。</p> <p>一方で、株式等エクスポージャーのポートフォリオに含まれる銘柄のうち、大半の銘柄のヒストリカル・データが入手不可能であるような観測期間を用いて VAR を算出した場合には、算出された VAR 値の信頼性が確保できない等の問題が生じる。</p> <p>したがって、標本期間の設定に際しては、各行が分析に基く総合的な見地から VAR 算出上有効と判断する長期の標本期間を設定して良</p>	<p>御指摘のとおり、内部格付手法採用行が内部モデル手法を用いる際には、株式等エクスポージャーのポートフォリオに含まれる個々の株式等エクスポージャー（以下、銘柄）のうち、大半の銘柄の参照データが入手不可能であるような標本期間でバリュー・アット・リスク (VAR) を算出することは適当ではなく、総合的な見地から VAR 算出上有効な限りにおいて最も長期の標本期間にわたるデータを用いることが適当と考えられます。</p> <p>しかしながら、VAR 算出に用いられる参照データに関しては、告示案第 241 条第 2 項第 5 号イに規定されているように、景気後退期を含む必要があり、参照データが当該要件を十分に充足できない場合は、推計値が適切となるよう保守的な調整が必要となります。</p>

		いことを確認したい。	なお、個々の株式等エクスポージャーが告示案第166条第7項に定められたリスク・ウェイトの下限（フロア）に抵触するか否かの判定においては、個々の株式等エクスポージャー毎に「有効な限りにおいて、最も長期の標本期間にわたるデータ」に基づくことが必要と考えられます。
45	第241条第3項第2号	<p>内部モデルが、ファンドをルックスルーした保有明細にある株式に対して適用することを目的とする場合、株式だけの運用実績等の把握は困難であることから、本号に関し、ファンド全体での実績等による対応でよいことを確認したい。</p> <p>本号には、「内部モデルが、銀行全体の経営情報システム及び内部格付手法の適用対象である株式等エクスポージャーのポートフォリオの管理と統合されており、かつ、次に掲げる事項について利用されていること。」とあり、イに「最低投資利回りの設定及び代替的な投資の評価」、ロに「株式等エクスポージャーのポートフォリオのリスク調整後の実績その他の運用実績の測定及び評価」、ハに「保有株式に対する資本の配賦及び総合的な自己資本の適切性の評価」とあるが、ファンドにおいては、ルックスルー可能なファンドであっても、個別株式の売買実績データは開示されず、測定や評価が困難である。</p> <p>例えば、ファンドの資本配賦等の適切性等は、ファンドの中の個々の株式を把握することではなく、ファンド全体を評価することが妥当と考えてよいことを確認したい。</p>	御指摘の告示案第241条第3項第2号の各規定は、内部格付手法採用行が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に際し用いる内部モデルが、当該行の内部リスク管理等に利用されていることを求めるものです。従って、当該規定においては、保有するエクスポージャー（所謂「ファンド」）の裏付けとなる個々の株式等エクスポージャーについての評価が求められているのではなく、ファンドそのものについての評価を行うことで妥当と考えます。
46	第241条第4項第1号	<p>「有効性及び一貫性について検証を行なうシステム」とは、「検証等を行なう機能がシステム化されていること」ではなく、「検証等を行なう体制、仕組み」のことを意味しているとの理解でよいか。</p> <p>本号には、「内部モデル及び内部モデルを構築する過程の有効性及び一貫性について検証を行うシステムが設けられており、かつ、当該検証は、当該銀行をして内部モデル及び内部モデルを構築する過程について有意義かつ一貫性のある評価を行うことを可能ならしめるものであること。」とあるが、「有効性及び一</p>	御指摘のとおりと考えます。

		<p>貫性について検証を行なうシステム」とは、「検証等を行なう機能がシステム化されていること」ではなく、「検証等を行なう体制、仕組み」のことを意味しているとの理解でよいか。</p> <p>また、「有効性及び一貫性について検証を行う」とは、具体的には241条4項2号以降に記載された内容を求めていると理解してよいか。</p>	
47	第241条第4項第3号	<p>「外部データを用いて定量的な手法に基づく検証及び比較を実施」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか明示して頂きたい。</p> <p>「外部データ」については、具体的にはどのようなものを想定しているのか確認させて頂きたい。</p> <p>また、「外部データを用いた検証及び比較」については、具体的にどのような手法により、どのような目的で実施するものであるか、確認させて頂きたい。</p>	<p>告示案第241条に規定されている、内部格付手法採用行が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に際し用いる内部モデルの検証の詳細に関しては、今後、金融機関におけるリスク管理実務を踏まえつつ、必要に応じ、解釈集等において明確化を図っていきたいと考えています。</p>
48	第241条第4項第8号	<p>当該条文における検証とは、どのようなことを目的に実施することを求めているのか、また、その目的を前提とした場合に、「異なる期間」とはどのような期間を想定しているのか明確にして頂きたい。</p>	<p>内部格付手法採用行が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に際し内部モデル手法を用いる場合、保有期間四半期のVARを算出する必要があります（告示案第166条第7項）。もっとも、内部モデルで算出された保有期間四半期のVARについては、実現値を観測することが可能な回数に制約があることから、実現値との比較を通じた検証が困難となることも想定されます。従って、より短い保有期間等を想定したVARを算出し、より頻繁な実現値との比較を通じた検証を実施することにより、内部モデルの適切性を担保することを想定しています。</p>
49	附則第12条第4項第2号	<p>バーゼルⅡ実施当初は、最低要件を充足した内部格付制度を平成19年3月31日以後使用していることが求められているが、承認審査においては、バーゼルⅡパラグラフ393に基づいた規制の運用が必要と思われる。</p> <p>平成19年3月31日以後に内部格付手法の採用について承認申請をする場合においては、最低要件（第1款～6款）に沿った内部格付制度の運用を平成19年3月31日以後使用し</p>	<p>告示案第143条第1項においては、内部格付手法の承認の基準として、「最低要件に沿った内部格付制度を、当該承認に先立って三年以上にわたり使用」することとともに、「最低要件を内部格付手法の使用を開始する日以降満たすことが見込まれ」ることが規定されています。当該基準は、バーゼルⅡを踏まえ、最低要件を充足した内部格付制度でなく、最低要件に概ね合致した内部格付制度を、内部格付手法の承認に先立って3年以上使用することを求めるも</p>

		<p>ていることが求められているが、多くの金融機関において、当該移行期間中を含めて内部格付制度を最低要件に充足させた上で内部格付手法の採用について申請を行うことが考えられる。</p> <p>条文をそのまま解釈すれば、平成 19 年 3 月 31 日時点で金融機関の内部格付制度が最低要件を充足していなければ、仮にその後内部格付制度の高度化によって最低要件を充足した場合でも、平成 22 年 3 月 31 日以降でなければ内部格付手法の承認が受けられないとも解釈できる。</p> <p>多くの金融機関が内部格付手法の採用を目指してリスク管理の高度化を推進している中、平成 19 年 3 月 31 日においては最低要件を充足しなかったものの、その後早期に充足出来た場合であっても平成 22 年 3 月 31 日迄内部格付手法の採用申請ができないということであれば、当該金融機関にとってリスク管理高度化の取組に対するインセンティブが失われるのではないかと懸念する。</p> <p>バーゼルⅡのそもそもの狙いである「金融機関におけるリスク管理の高度化」を促すことを踏まえた規制の運用がなされるべきであり、具体的には、バーゼルⅡ最終合意の paragraph 393 で記載されているような運用が、内部格付手法の承認プロセスにおいて必要であると思料する。この点について、貴庁の考え方をご教示頂きたい。</p>	<p>のです。</p> <p>従って、平成 19 年 4 月以降に内部格付手法の承認申請を希望する金融機関に対して、全ての最低要件を充足した内部格付制度を平成 19 年 3 月 31 日時点で求める趣旨ではなく、最低要件に沿った内部格付制度を構築し、リスク管理等に積極的に利用して頂く過程の中で当該内部格付制度の最低要件の充足性を十分に検証して頂き、一定期間の確認を経た上で、内部格付手法採用の申請を行って頂くことを想定しています。</p> <p>なお、御指摘頂いたバーゼルⅡ paragraph 393 については、告示案第 144 条において、内部格付手法採用行は、最低要件を満たさない事由が生じた場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出るとともに（同条第 1 項第 3 号）、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該銀行のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出することを求めています（同条第 2 項）。</p>
50	信金第 172 条第 5 項	<p>第 172 条第 5 項の数式部分を次のように改めるべき。</p> <p>（原案） $\times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百六十二条第一項に定める } \underline{\text{LGD}}) + \times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百六十九条第一項に定める } \underline{\text{LGD}}) +$</p> <p>（修正案） $\times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百六十二条第一項に定める } \underline{\text{LGD}}) +$</p>	<p>御指摘を踏まえ、信金告示第 172 条第 5 項を以下のように修正致します。</p> <p>現：$\times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百六十二条第一項に定める } \underline{\text{LGD}}) + \times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百六十九条第一項に定める } \underline{\text{LGD}}) +$</p> <p>新：$\times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百六十二条第一項に定める } \underline{\text{LGD}}) + \times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百六十九条第一項に定める } \underline{\text{LGD}}) +$</p>
51	信金附則	<p>附則第 9 条第 1 項の一部を次のように改めるべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、信金告示の附則第 9 条第 1 項ただし書きを以下のように修</p>

	<p>第9条 第1項</p>	<p>(原案) 当該基礎的内部格付手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会又は先進的内部格付手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会のうち・・・</p> <p>(修正案) 当該基礎的内部格付手法採用金庫になる信用金庫若しくは信用金庫連合会又は先進的内部格付手法採用金庫になる信用金庫若しくは信用金庫連合会のうち・・・</p>	<p>正致します。</p> <p>旧：ただし、当該基礎的内部格付手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会又は先進的内部格付手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的計測手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会に関し、先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十条第二項、第十八条第二項、第三十条第二項及び第四十一条第二項の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>新：ただし、当該基礎的内部格付手法採用金庫になる信用金庫若しくは信用金庫連合会又は先進的内部格付手法採用金庫になる信用金庫若しくは信用金庫連合会のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的計測手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会に関し、先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十条第二項、第十八条第二項、第三十条第二項及び第四十一条第二項の規定の適用を受けるものとする。</p>
52	<p>信組 第1条 第7号</p>	<p>後段「基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合を総称している。」を「基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等を総称している。」としてほしい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、信組告示第1条第7号後段を以下のように修正致します。</p> <p>旧：信用協同組合等（信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等と基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合を総称している。</p> <p>新：信用協同組合等（信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同</p>

			じ。)をいう。以下同じ。)のうち、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等と基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等を総称している。
53	労金 第205 条	条文上段の括弧書き(条見出し)が欠落していると思われる。	前条と関連のある条文のため、本条については条見出しを付していません。よって、原案を維持致します。